ノ如シ（一七枚時期発表セズ）
二、今日午前ノ説ニ七月一日ヨリ実施ス
三、今日ハ之ニ対シテハ異議ノ申立ナシ

◎秋野帆引艇株式会社
所在地 和歌山県東牟婁郡新宮町
労働者 四一名
参加者 全部
争因経過
会社重役千葉某氏ハ常ニ職工ヲ難視シ暴言ヲ弄シ従
来ノ悪感ヲ買ヒツツアリシ際本年ノ役員会議席上又ハ暴言ヲ吐キタル
ニ寄リ中述ヘ価格値上（二割）要求ト合セテ重役ノ暴言
ニ対シ陳謝ヲ要求シタルガ社長ノ斡旋ニヨリ左記条件ニテ

円満解決ス
一、本年九月ヨリ従来ノ掲ヨリ賃銀値上ヲナス
二、会社ノ事業状況ニヨリ今後割増賃銀ヲ支給スルコト

◎帝国精錬鋳造所 （七、二八－八、二〇）
所在地 堺市東湊町
労働者 男一二名
参加者 全部
争因経過
事業不振ノ為メ七月二十七日工賃ノ三割方ノ値下ゲヲ断行セシヲ
一般職工ニ訴ヘタルニ除ク労働者ノ大部分ハ工ハ反対シテ之ニ対
抗セシモ之ニ対シテ工場側ハ不振ノ状況ヲ固執シテ譲ラズ双方
意見合ハザルモ結局ハ職工解雇ノ事トナリ二十八日

財團法人協調會